

令和6年度

学校体育施設・黄金森公園野球場 利用説明書

目次

施設使用時の注意事項	2
(学校・黄金森野球場) 開放時間及び料金案内等	3
学校体育施設開放について	4
学校別施設種目一覧表	5
南風原町立学校施設の開放に関する規則(一部抜粋)	6
学校体育施設借用の流れ	7
黄金森公園野球場について	8
黄金森公園野球場の予約	9
黄金森公園野球場借用の流れ	10

施設使用時の注意事項

共通事項

1. 学校体育施設・黄金森野球場の使用後は、必ず掃除及び整備すること。
注：練習試合で相手チームを呼ぶ場合にも周知をすること。
2. 使用団体が出した、ごみ（ペットボトル・空きカン等）は必ず持ち帰ること。
3. 教育委員会は使用団体の事故については一切責任を負いませんので、使用団体はスポーツ傷害保険等に加入し、事故防止に万全を期すこと。
4. 運動場・野球場のコンディションが悪い場合は使用しないこと。学校開放管理指導員・公園管理人の指示に従うこと。（使用団体で判断しないこと。）
5. 使用時間は準備から清掃時間まで含む。
6. 施設の敷地内は禁煙とする。（駐車場等も含む）
7. 教室等を開いてはいけない（南風原町が主催するスポーツ教室以外は禁止）
詳しくは「団体登録申請書記入の注意事項」をご確認ください。

学校体育施設利用

1. 使用団体が予約した日に学校行事等が急に入った場合には、学校行事等を優先する。
(予約が確定した後でも学校行事等が入ることもありますので、あらかじめご了承下さい。)
2. 学校敷地内は禁煙とする。
3. 学校敷地内への食べ物の持ち込みは禁止する。（大会等の場合は除く）
4. 駐車場以外に駐車をしないこと。
5. 体育館での飲物はフロアー外で飲むこと。
6. 体育館及び運動場の手洗い場でシャワーは浴びないこと。
7. 体育館では室内シューズを使用すること。
8. 体育館外へ出る時は、必ず外履きに履き替えること。
9. 体育施設内の用具の使用及び設備を移動した場合は必ず元の場所へ戻すこと。
10. 施設使用前に、予約した団体が必ず使用者日誌を記入すること。
11. 使用団体は、施設及び器具を破損した場合は速やかに学校開放管理指導員に報告すること。
12. 使用団体の都合で学校体育施設を使用しない場合は、教育総務課へ必ず連絡すること。
(TEL：889-2620)
13. 学校体育施設開放時に子供を連れてくる場合、その保護者及び監督責任者が付き添い責任を持って安全を確保すること。

黄金森公園野球場施設利用

1. 球場に設置されている障がい者用トイレでシャワーを浴びないこと。
2. 園路や駐車場等、球場外でキャッチボールをしないこと
3. 試合で利用する時には、必ず対戦相手チームへも黄金森公園の利用規則について周知すること。（前述の球場外でのキャッチボール禁止、喫煙禁止、その他マナーについて守るよう徹底すること。相手チームの作為による規則違反があった場合でも、予約したチームの責任とする。）

学校開放日及び開放時間

開放施設	開放する日	開放する時間
運 動 場	土曜、日曜、祝日	9:00～22:00
	平日	19:30～22:00
体 育 館	土曜、日曜、祝日	9:00～22:00
	平日	19:30～22:00

※使用時間は1団体1日2時間以内まで

黄金森公園野球場利用時間

第1ステージ	9:00～11:10
第2ステージ	11:10～13:20
第3ステージ	13:20～15:30
第4ステージ	15:30～17:40
第5ステージ	17:40～19:50
第6ステージ	19:50～22:00

施設利用料金

施 設 名		種 別	料 金
学 校	運 動 場	照明使用なし	400円/1時間
		照明使用	1,000円/1時間
	体 育 館		600円/1時間

施設名		種 別	町 内	町 内
黄 金 森	野 球 場	照明使用なし	2,000円/1ステージ	4,000円/1ステージ
		照明使用	5,000円/1ステージ	10,000円/1ステージ

各施設連絡先

※学校施設は平日18:30以降及び休日は留守電となっています。

黄金森公園野球場（管理人事務所）		889-0502
学 校	南風原小学校	889-2088
	津嘉山小学校	889-1230
	北丘小学校	889-6520
	翔南小学校	889-3401
	南風原中学校	889-2095
	南星中学校	889-0432

施 設 借 用 に つ い て の 連 絡 先

電話 889-2620

メール H8892620@town.haebaru.lg.jp

学校体育施設開放について

登録対象：町内在住者団体、町内在勤者団体

(1) 施設開放の前提

- ・学校の授業や行事、部活動に支障のない範囲での開放とする。
- ・災害時（台風など）は教育委員会の判断により施設借用を停止する。

※暴風警報発令中は施設借用は停止となります。☒

(2) 使用団体の優先順位について

[優先順位]

- 1 学校
- 2 町役場、教育委員会
- 3 PTA、スポーツ少年団、町体協、町内自治会、町内保育園等
- 4 一般利用団体

(3) 登録について

野球種目での登録は、学校(運動場)・黄金森公園を兼ねる。

(4) 学校体育施設予約の流れ（7ページ参照）

(5) 学校体育施設を使用する際の確認

- ①予約時間終了の10分前には活動を終えること。予約時間(借用時間)は、使用後の清掃・片付けを含めての時間とする。予約時間を超えての片付け・ミーティング等は認めない。
- ②借用終了時間に消灯・閉館する。
- ③ 活動終了後10分以内には校内から出ること。（駐車場等でたむろをしないこと）
- ④台風対策などによる運動場防球ネット降下時は、**学校周辺の安全を考慮し**、教育委員会の判断で借用を停止する。

(6) 照明利用について

学校開放管理指導員(警備員)が予約表で予約を確認して10分前に点灯する。

点灯してから30分後施設の利用がない場合は消灯する。消灯後、利用を希望する団体は、学校警備員に使用する旨を伝えること。その場合、警備員が随時点灯する。

[電話対応時間]

8:30~17:15（土・日・祝日は除く）

キャンセルの連絡は南風原町教育総務課（098-889-2620）までお願いします。

学校別体育施設種目一覧表

南風原小学校	体育館	・・・	バスケットボール、バレーボール ソフトバレーボール、フットサル
	運動場	・・・	開放していません
津嘉山小学校	体育館	・・・	バスケットボール、バレーボール バドミントン、ソフトバレーボール
	運動場	・・・	野球、ソフトボール、サッカー
北丘小学校	体育館	・・・	バレーボール、ソフトバレーボール
	運動場	・・・	野球、ソフトボール
翔南小学校	体育館	・・・	バレーボール、ソフトバレーボール、卓球
	運動場	・・・	開放していません
南風原中学校	体育館	・・・	バスケットボール、バレーボール バドミントン、ハンドボール
	運動場	・・・	野球、ソフトボール ※夜間使用できません。
南星中学校	体育館	・・・	バスケットボール、バレーボール バドミントン、ハンドボール、フットサル
	運動場	・・・	サッカー

連絡先一覧

- ・南風原小学校 (889-2088)
- ・北丘小学校 (889-6520)
- ・南風原中学校 (889-2095)
- ・津嘉山小学校(889-1230)
- ・翔南小学校 (889-3401)
- ・南星中学校 (889-0432)

南風原町立学校施設の開放に関する規則

(南風原町例規集より一部抜粋)

1：開放の目的

町民のスポーツ、レクリエーション、学習の場として開放する。

2：開放する施設

使用に供する学校体育施設は、運動場・体育館とする。

3：開放期間

2024年4月1日から2025年3月31日迄とする。

4：開放時間

資料3ページの通り。※1日の使用時間は1団体あたり2時間以内とする。

5：使用許可団体

- ①南風原町に居住する者及び在勤する者が10名以上で団体を構成し、当該団体に責任者があり、教育委員会に登録された団体とする。（団体登録については毎年度更新する。）
- ②その他、教育委員会が認める機関、団体とする。（例：町体協等）

6：使用許可申請

- ①インターネットで予約確定した団体は、毎月25日以降、使用日までに役場4階教育総務課窓口で「納付書兼利用許可証」を受け取り支払いを行う。
 - ②窓口随時予約をする団体は、使用を希望する7日以前に、「学校開放使用許可申請書」を教育総務課へ提出し、使用許可を受けなければならない。
- ※キャンセルも使用日の7日以前となり、7日前を切っている場合は返金、振替等は行っておりません。
- ③開放施設を使用するに当たって、特別の設備・備品等を使用しようとする団体等は、その旨を前項の申請書と同時に申し出なければならない。

7：使用許可の取消し及び使用停止

- ①使用団体が、使用許可の条件に違反したとき。
 - ②使用団体が、教育委員会や学校開放管理指導員の指示に従わないとき。
 - ③使用団体が、使用する権利を譲渡し又は転貸したとき。
 - ④教育委員会又は学校が、公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
- ※教育委員会は、使用団体が①～④の事項に一つでも該当する場合には使用許可を取消し又は、使用を停止する事ができる。**

8：原状回復義務と損害賠償義務

- ①使用団体等は、開放施設の使用を終わったとき又は使用許可を取り消されたときは、直ちに学校開放管理指導員の指示に従ってこれを原状に回復して返還しなければならない。
- ②使用団体等は、学校施設を破損又は滅失したときは、教育委員会が不可抗力によると認めるもののほかは、教育委員会が算定した額を賠償しなければならない。

学校体育施設借用の流れ



① 翌月分利用希望者の予約期間

- ア. インターネットでの予約入力とし、抽選の優先順位及び入力方法は下記のとおりとする。
1. 学校(教育総務課が予約入力する)
 2. 町(教育総務課が予約入力する)
 3. 特別利用(公共的団体の大会等での利用を教育総務課が予約入力する)
 4. スポーツ少年団(各チームでの予約入力とし、必要があれば教育総務課と事前協議すること)

② 一般団体の予約期間

- ア. 前月の16日～21日までインターネットにて予約を行う。
イ. 希望の日、時間を4件まで入力可能。

③ 抽選日

- ア. 毎月22日に自動抽選にて抽選をおこなう。

④ 窓口随時予約受付

- ア. 抽選終了後の25日から町役場4階教育総務課窓口での申込とする。
イ. 25日が休日になる場合は、その日以降、直近の平日から申込を開始します。
ウ. 業務開始時間(8時30分)前に来た団体は抽選を行い予約の順番を決めます。
エ. 空き状況を確認して予定表に記入すると同時に、「学校開放使用許可申請書」も記入し、役場1階の金融機関で支払を行う。(支払が無ければ許可証として認めません。)
オ. 利用する日の7日前までに申し込むこと。
カ. 申し込み利用できる回数は、体育館・運動場ともに制限しない。
キ. 使用料は前納とし、使用後も支払いがない場合は利用禁止とする。

※ 予約確定後について

1. 抽選で当選したチームは、25日以降、町役場4階教育総務課窓口で「納付書兼利用許可証」を受け取り支払いを行う。
2. 納付書を受け取る場合、前月に雨天等で利用できなかった分の相殺も行う。
3. 予約取消を行う場合は教育総務課へ7日前までに連絡し、取消をする日までに許可証を持ってくること。(閉庁日を除く)
4. 支払いをせず施設を使用した団体は、**予告せずアカウント停止の処置を行いますのでご了承下さい。支払い確認後、解除します。**

黄金森野球場について

登録条件：町内在住団体、町内在勤団体、町外団体

(1) 施設開放の前提

使用日及びステージを選び、第1希望から第4希望まで入力することができる。

第1希望から順に予約が確定するまで抽選へ参加する。(当選するのは1件のみ)

(2) 使用団体の優先順位について

[優先順位]

- 1 町役場、教育委員会
- 2 学校、少年野球、町体協、町内自治会、その他公的団体
- 3 一般利用団体

(3) 登録について

登録は、学校(運動場)・黄金森公園野球場を兼ねる。

(4) 黄金森公園野球場予約の流れ(10ページ参照)

(5) 黄金森公園野球場を使用する際の確認

- ① 照明を使用する場合、黄金森公園管理人が予約表で予約を確認して5分前に点灯する。
- ② 予約時間終了の10分前には活動を終えること。予約時間(借用時間)は、使用後の整備・片付けを含めての時間とする。予約時間を超えての片付け・ミーティング等は認めない。
- ③ 借用終了時間に消灯・閉園する。
- ④ 最終ステージを利用する団体は整備・片付けを終えて、午後10時までには公園内から出ること。(駐車場等でたむろをしないこと)

黄金森公園野球場の予約

(1) 翌月予約分の抽選に参加する場合（町内の団体のみ）

使用日及びステージを選び、第1希望から第4希望まで入力することができる。

第1希望から順に予約が確定するまで抽選へ参加する。（当選するのは1件のみ）

例	第1希望で抽選	{	確定 → 抽選修了		
		{	落選 → 第2希望で抽選	{	確定 → 抽選修了
				{	落選 → 第3希望で抽選

注意：同じ日、同じステージを複数予約しても当選確率には影響しません。

※ 第1希望と同じ予約が第2希望以降に入っている場合、1度落選した予約はその後の抽選の対象になりません。（1予約1抽選の原則）

※ 同じ日でも、ステージが違えば別の予約として抽選に参加できます。

(2) 抽選後の翌月分随時予約

町内団体 . . . 16日から月末までに1件の予約ができる

町外団体 . . . 20日から月末までに1件の予約ができる

(3) 当月分の随時予約

町内団体 . . . 当月の1日以降2件までの予約ができる(抽選含め最大4件までの予約可)

町外団体 . . . 当月の1日以降2件までの予約ができる(抽選含め最大3件までの予約可)

※ 当月分の予約は使用する日の3日前までとする。（祝日及び土日を含める）

※ キャンセルは使用する日の5日前までとする。（祝日及び土日を含める）

注意：原則、上記の最大件数に相当する回数しか予約はできませんので、予約確定後にキャンセルをした場合、その分を別の日に取り直す事はできません。

（例：4件まで予約できたがそのうち1件をキャンセルしても、その1件分を別の日に取り直すことはできません）

雨天で利用できなかった場合でも同様とする。よって、使用する日時をメンバー同士で確実に確認したうえで、予約及びキャンセルをしてください。

黄金森野球場 借用の流れ

前月															当月																								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
① 町・特別利用(体協等)予約期間 町内団体 ② 翌月分予約期間 (5日～14日まで)															③ 抽選日	④ 追加随時予約期間(翌月分) (16日から月末まで) 町外団体 ⑤ 随時予約期間(翌月分) (20日から月末まで)										⑥ 随時予約受付期間(当月分) →													

①優先すべき団体の予約期間

- ア. 前月の1日から14日までは、優先すべき団体の予約入力期間です。
- イ. 優先すべき団体

②町内団体の翌月分予約入力

- ア. 前月の5日から14日までが団体の予約入力期間です。
- イ. 町役場HPの[施設予約]の野球場予約にてチームのID、パスワードを入力し予約を行う。
- ウ. 予約は第4希望まで入力可能

③抽選日

- ア. 毎月15日が翌月予約分の抽選日となります。抽選終了後、予約確定の確認を行う。
- イ. 予約当選は1件です。

④随時予約受付期間(町内登録チーム)

- ア. 前月16日から前月末までに1件の予約ができる。

⑤随時予約受付期間(町外登録チーム)

- ア. 前月20日から前月末までに1件の予約ができる。

⑥当月分随時予約受付(町内、町外チーム)

- ア. 当月の1日から2件の予約ができる。
- イ. 予約は使用する日の3日前までとする。(祝日及び土日を含める)

予約確定後

1. 使用料支払いは、当日黄金森公園管理人事務所にて現金で支払うこと。
(陸上競技場内の観客スタンド下中央付近に事務所あり)
2. 予約取消は使用日の5日前までとする。
(役場HPで団体ページへログイン後、キャンセルができます。)
3. 自己都合による未使用でも施設使用料(夜間の場合:照明代除く)を支払うこと。